

平成 27 年度第 1 回国立研究開発法人物質・材料研究機構契約監視委員会
議事概要

1. 日 時：平成 27 年 6 月 3 日（水）13:55～16:00
2. 場 所：国立研究開発法人物質・材料研究機構千現地区
研究本館管理棟役員会議室
3. 出席者：橋本委員長、藤野委員、文野委員、岸本委員、金井委員
4. 議題
 - (1) 前回委員会議事概要について
 - (2) 平成 26 年度第 4・四半期の契約に係る点検について
 - (3) 平成 26 年度の契約に係る点検の総括について
 - (4) 独法の調達に関する新たなルールと契約監視委員会の役割について
 - (5) その他

5. 議事概要

議題(1) 前回委員会議事概要について

事務局から前回委員会の議事概要（案）について説明があり、審議の結果、了承された。

議題(2) 平成 26 年度第 4・四半期の契約に係る点検について

事務局から第 4・四半期における機構の契約状況の説明が行われた後、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・応募案件」の点検が行われた。

ア) 競争性のない随意契約

事務局から調査表に基づき点検対象となる契約（第 4・四半期：11 件）の説明があり、審議の結果、自己点検結果は了承され、真にやむを得ないものと判定された。

イ) 一者応札・一者応募案件

事務局から調査表に基づき点検対象となる契約（第 4・四半期：122 件）の説明があり、第 4・四半期に係る「一者応札・応募等事案フォローアップ票」及び抽出案件の審議を行った。審議の結果、「一者応札・応募等事案フォローアップ票」における委員会のコメント付けが行われた。また、抽出案件についても質疑応答の後、コメント付けが行われた。

議題(3) 平成 26 年度の契約に係る点検の総括について

事務局から平成 26 年度における契約状況の説明が行われた後、競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約及び点検結果に関する意見交換が行われ、次のとおり総括された。

- ア) 平成 26 年度を通じて、競争性のない随意契約については、全て真にやむを得ないものと判定された。
- イ) 一者応札・一者応募案件については、概ねやむを得ないと判定され、一部はさらなる改善措置が検討された。
- ウ) 本委員会の活動の意義と効果を深め、引き続き契約監視活動を継続する。

議題(4) 独法の調達に関する新たなルールと契約監視委員会の役割について

○契約課及び事務局から説明を行い、平成 27 年度の調達等合理化計画策定の点検については今後意見確認を行うこととした。

議題(5) その他

○事務局から次回委員会の日程等について説明があった。

以上